

この資料は令和6年6月の診療報酬改定に伴い診察・検査に係る費用について見直しを行った内容です。  
なお、長崎市ホームページにも掲載しております。

## 令和6年度 障害者総合支援法 医師意見書作成に係る対価について

### 1 基本的な考え方

医師意見書の作成にあたっては、基本的に申請者の状況をより総合的に判断できる主治医に、これまでの診療等によって得られている情報（診療録等）に基づき、記載していただくことを想定しています。

これまでの診療録等で意見書が作成できる場合は、医師意見書作成料のみ請求してください。  
新規又は、直近の診療がない場合等は、次の要件に従い、長崎市が医師意見書の記載に必要な基本的な診察及び基本的な検査の費用をお支払いします。

### 2 長崎市が基本的な診察及び基本的な検査の費用を支払う場合

#### (1) 対象

初めての方あるいは長期間診察等をしていない方で、主訴・異和（寝たきりを含む）がなく、医師意見書の記載を求めてきた場合等

#### (2) 条件

上記のような場合、次のような条件で支払います。

ア まず、基本的な診察をしていただきます。これに対しては、初診料相当額をお支払いします。

イ アの結果、治療及び治療に係る検査を必要と認めた場合、その結果に基づき医師意見書を作成していただきます。なお、当該検査に要する費用は医療保険へ請求していただきます。

ウ アの結果、特に医学的問題がない場合、医師の判断により必要に応じて基本的な検査を行い、その結果等に基づき医師意見書を作成していただきます。なお、当該検査に要する費用は長崎市がお支払いします。

### 3 医師意見書の作成料について

在宅・施設入所別、新規・継続（更新）別に次のとおりとします。

	在宅	施設入所
新規申請者	5,000円	4,000円
継続（更新）申請者	4,000円	3,000円

#### (1) 「施設入所」と「在宅」について

- ・「施設入所」とは、社会福祉施設（短期入所も含む）、医療施設等であって入院機能を有するものを含みます。（医療機関入院中の診療情報に基づき作成する場合も含む。）
- ・「施設入所」の金額は、これらの施設等の入院・入所者に対して、常勤・非常勤を問わず、施設関係の医師（入院・入所者に対して健康管理を含む医学的管理を行うことを業務とする医師）が、医師意見書を記載した場合に該当します。
- ・なお、施設入所者であっても、当該施設と関係がない医師（申請者各々のかかりつけ医など）が医師意見書を作成した場合には、「在宅」として取り扱います。

(2) 「新規」と「継続（更新）」について

継続（更新）申請者とは、更新申請において次に該当する者です。

- ① 施設入所者については、前回申請時と同一施設に入所している者
  - ② 在宅の者については、前回申請時と同一医療機関又は同じ医師が意見書を記載した者
- 上記の「継続」の原則に該当しない場合は全て「新規」として取り扱います。

4 診察・検査に係る費用について

長崎市が負担する診療・検査等の項目は次のとおりとします。

項 目		費用（円）	
基本的な診察	初診料（診療所・病院）相当額	2,910	
特別な加算	機能強化加算	800	
基本的な検査	血液採取（静脈）	400	
	末梢血液一般検査	210	
	血液学的検査判断料	1,250	
	血液化学検査（10項目以上）	1,030	
	生化学的検査（I）判断料	1,440	
	尿中一般物質定性半定量検査	260	
	胸部エックス線検査	単純撮影（アナログ撮影）	600
		単純撮影（デジタル撮影）	680
写真診断（胸部）		850	
フィルム（大角）		115	

※費用は令和6年度診療報酬単価に準拠

※診療報酬改定があった場合は、改定額で請求してください。

※特別な加算については、届出内容を確認させていただく場合があります。予めご了承ください。

(注)

原則として、寝たきりや主訴があり、医療が必要な者については、提供されている医療に基づき医師意見書を記載していただきます。往診が行われた場合についても、その費用は医療保険の対象となります。一方、寝たきり等がない者については、通常、医療機関を受診することは可能であると考えられるので、医師意見書の記載のみを目的として、医師が診断を受ける者のために申請者宅等を訪問することは想定していません。ただし、例外的に、医療を受けることを拒否している寝たきり等の申請者を医師が訪問する必要性が生じた場合は、医師意見書記載にかかる費用、初診料に相当する費用及び上記の基本的な検査に要する費用についてのみ長崎市が負担し、交通費に相当する費用等それ以外の費用が生じた場合は、当該費用は申請者の自己負担とします。

※本資料の金額には消費税額が含まれておりません。請求時は必ず消費税を加算してください。

各種費用は令和6年3月5日告示「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示 厚生労働省告示第57号」及び「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する告示 厚生労働省告示第61号」に基づいて設定しています。

図) 請求種別の判断の原則

